

# 第14回甲種防火管理再講習案内

甲府地区消防本部

## 1 講習の概要

本講習は、消防法施行規則第2条の3第1項の規定に基づく甲種防火管理再講習であり、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対して行うものです。

また、本講習は定期（5年に1度）に受講することが義務付けられています。

## 2 講習日時及び定員

令和3年11月29日（月）午後1時から午後4時まで

## 3 講習場所

甲府市青沼三丁目5番44号

甲府市総合市民会館 3階「大会議室」 TEL055-231-1950

## 4 受講対象者

劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物）のうち、収容人員が300人以上の甲種防火対象物の防火管理者として選任された方が受講義務対象となります。

ただし、管理権原が分かっている防火対象物の小規模テナント等で、乙種防火管理講習修了者を防火管理者として選任が認められている小規模テナント等の防火管理者は除く。

## 5 受講期限

(1) 防火管理者として選任された日から4年より前に、甲種防火管理新規講習 又は甲種防火管理再講習を修了している方は、選任された日から1年以内に再講習を受講してください。

(2) 防火管理者として選任された日から4年以内に、甲種防火管理新規講習 又は甲種防火管理再講習を修了している方は、新規講習 又は再講習を修了した日以後の最初の4月1日から5年以内に再講習を受講してください。

(3) 上記(1)、(2)を受講してからは、その講習日修了日以後における最初の4月1日から、5年以内ごとに再講習を受講してください。

## 6 受講申請書の受付

(1) 受講日延期のため受付終了しています。

### (2) 問合せ先

甲府市伊勢三丁目8番23号

甲府地区消防本部 2階 予防課 査察企画係 TEL055-222-1284

## 7 注意事項

(1) 受講当日は、筆記用具、テキスト、受講票、印鑑を必ず持参して下さい。

なお、甲府地区広域行政事務組合消防長発行の修了証をお持ちの方は、必ず修了証を持参してください。

(2) 遅刻、又は早退した方には、「修了証」は交付できません。

(3) 当日は甲府市総合市民会館から使用者の氏名、電話番号、当日の体温の記入が求められております。

#### 8 新型コロナウイルス感染症対策（3つの密を避ける）

- (1) 受付時は、2m程度（最低でも1m）の対人距離を確保する。
  - (2) 体温測定を実施する。
  - (3) マスクの着用を徹底する。
  - (4) 手指の消毒を実施する。
  - (5) 受講時は、机1脚に1人掛けを徹底し、最低1mの対人距離を確保する。
  - (6) 定期的な換気を行う。
- ※ 風邪のような症状が認められる方については、受講をご遠慮ください。

#### 9 講習科目・所要時間

### 講習時間割表

科目	時間	所要時間（分）
受付	13:00～13:15	15
受講案内	13:15～13:25	10
あいさつ	13:25～13:30	5
消防法令の改正概要	13:30～14:30	60
火災事例と防火管理	14:40～15:40	60
修了証交付	15:50～16:00	10